

1. 労務管理

テレワークに関するガイドラインの改定



新型コロナウイルス感染症対策として、昨年より急速にテレワークが普及していますが、様々な課題も浮かび上がっています。そのような中、厚生労働省はテレワークに関する指針として、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の改訂版を公表しました。テレワークは、ウイズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に設定できる働き方であることから、働き方改革の推進の観点からも、その導入・定着を図ることが重要とされています。

ここでは、公表されたガイドラインで示された労務管理上の注意点など主だったものについて概説してまいります。

1. 人事評価

- | | |
|---|--|
| ① | 時間外にメールに対応しなかったことを理由として不利益な評価とすることは適切とはいえない。 |
| ② | テレワークとオフィス勤務の評価基準を区別する際には、誰もがテレワークを行えるように工夫することが望ましい。 |
| ③ | テレワークよりも、オフィスに出勤している労働者を高く評価する要素とすることは、労働者がテレワークを行おうとするものの妨げになるものであり、適切とはいえない。 |

テレワークは、非対面の働き方であるため、労働者個々人の業務遂行状況や、成果を生み出す過程で発揮される能力を把握しにくいことが、評価の実施課題として挙げられています。自社のテレワークに適した評価制度の確立も大事ですが、目に見える成果や出社の有無といった外形的な尺度に偏ることのないように留意することが必要です。必要に応じて考課者への研修、被考課者へのフォローアップを行うと良いでしょう。

2. 費用負担の取扱い

- | | |
|---|---|
| | テレワークを行うことによって労働者に過度の負担が生じることは望ましくない。 |
| ① | テレワーク従事者の場合は、業務との関連性などを証明しづらいため、労災認定を受けることが難しいケースが多いと考えられます。事故当時の状況をできる限り具体的に記録しておくよう、労働者に周知する必要があります。 |
| | 個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況などにより、費用負担の取扱いは様々であるため、労使のどちらがどのように負担するかなどについてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則などに規定しておくことが望ましい。 |
| ② | テレワークを継続的に実施するに当たっては、テレワークを行いやすい情報通信技術の整備が必要となります。以前と比べて多様なツールやサービスが提供されていますので、テレワークを経験している労働者の意見を聴きながら、必要性の有無について検討するのが望ましいでしょう。 |

3. 労働災害の補償

- ① 労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となる。
- ② 使用者は、情報通信機器の使用状況などの客観的な記録や労働者から申告された時間の記録を適切に保存するとともに、労働者が負傷した場合の災害発生状況などについて、使用者や医療機関などが正確に把握できるよう、当該状況を可能な限り記録しておくことを労働者に対して周知することが望ましい。

4. さいごに

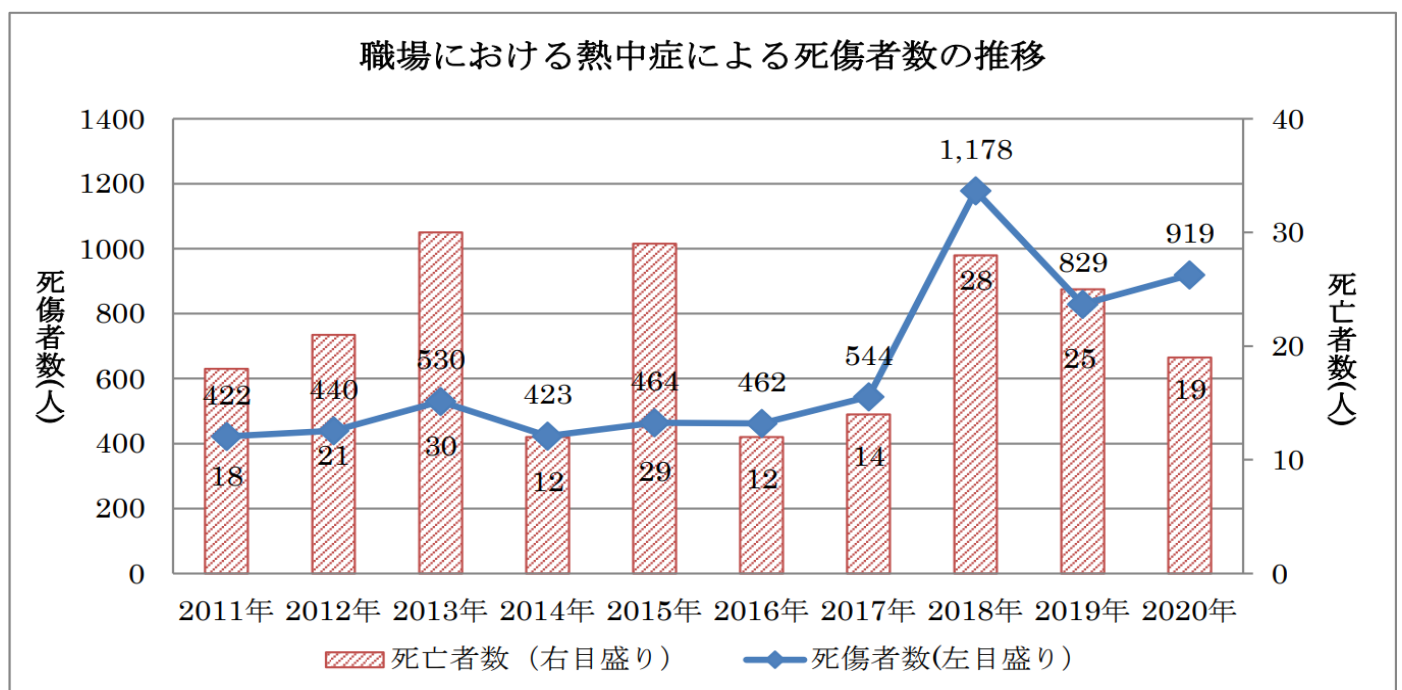
今回公表されたガイドラインに示してある内容を守らないことに対して直接の罰則はありません。しかし、結果的に法令に抵触してしまう場合もあり得ますので、専門家の意見も聞きながら、テレワークに適した環境の整備を進めていくと良いでしょう。

2. 安全衛生 コロナ禍の熱中症予防対策

職場における熱中症により、毎年約 20 人が亡くなり、約 1000 人が 4 日以上仕事を休んでいます。厚生労働省は例年、職場の熱中症予防対策を徹底するため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン(以下、同キャンペーン)」を実施していますが、今年も 5～9 月に同キャンペーンが実施されます。

1. 昨年の発症状況(2021 年 1 月 15 日時点速報値)

2020 年の速報値では、死亡を含む休業 4 日以上死傷者数は 919 人、内死亡者数は 19 人となっています。記録的な猛暑となった 2018 年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数については、2019 年を上回る結果となっています。



※厚生労働省「2020 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

2. 労働安全衛生法の規定

労働安全衛生法第22条では、事業者は高温による健康障害を防止するため必要な措置を取らなければならないとされており、その規則として「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない」と定めています。次に示すように、実際に同条違反により、送検された例もあります。

事例：神奈川県建設事業者

平成30年7月、同社労働者2名が個人住宅のベランダ改修工事で防水処理作業をしていたところ、うち1人が熱中症になり、病院に救急搬送されたものの2日後に死亡する労働災害が発生しました。当日の最高気温は、35.8度でした。会社は多量の発汗を伴う作業場にもかかわらず、「各自で用意する」と安易に考え、塩と飲料水を備え付けていなかったとして、横浜地検に書類送検されました。

3. コロナ禍における熱中症予防行動のポイント

外出自粛の影響で、汗をかいていない、運動をしていない傾向にあると、暑熱馴化(身体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げる等の対処ができること)ができておらず、筋肉量が減っている可能性があります。筋肉は体に水分をためる最も大きな臓器のため、筋肉量が少ないということは、保持できる水分量が少ないということ、すなわち、脱水になりやすい状態であるといえます。そのような状態の下では、より意識的な熱中症の予防行動が必要です。

マスクの着用は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくても、こまめに水分補給(1日1.2リットルを目安に)をするように心がけましょう。

また、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合にはマスクをはずす、周囲の方との距離を十分にとれる場所でマスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

4. さいごに

熱中症の予防を目的として、1954年にアメリカで提案された暑さ指数「WBGT」というものがあります。WBGT指数は労働環境や運動環境の指針として国際的に規格化されており、厚生労働省は今回の同キャンペーンで「WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施」を重点的に呼びかける方針としています。

特設サイト「～学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！～ 職場における熱中症予防情報」に「**WBGT指数**」の解説や、職場における熱中症についての解説が掲載されていますので、参考の上、十分な感染症対策とあわせて熱中症予防対策に取り組んでいただければと思います。

「WBGT指数」とは？

人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい ① 湿度、② 日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③ 気温の3つを取り入れた指標です。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示され、通常は機器を使って測定します。簡易的には、①③の要素をもとにした下図-1の表で導き出したWBGT値が、図-2の表のWBGT基準値を上回らないようにすると考えると参考になるでしょう。

■図-1 WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相対湿度(%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温(°C)(乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	

WBGT値	注 意 25℃未満	警 戒 25℃～28℃	厳重警戒 28℃～31℃	危 険 31℃以上
-------	--------------	----------------	-----------------	--------------

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

■図-2 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分/身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
	熱に順化している人	熱に順化していない人
安静	33℃	32℃
低代謝率:楽な座位・軽い手作業 など	30℃	29℃
中程度代謝率:継続した頭と腕の作業・腕と脚の作業 など	28℃	26℃
高代謝率:強度の腕と胴体の作業・重い材料を運ぶ・草刈り など	25/26℃	22/23℃
極高代謝率:最大速度の速さでとても激しい活動など	23/25℃	18/20℃

※熱に順化していない人＝「作業する前週に毎日熱にさらされていなかった人」

※表内「/」で区切られている数値は、左側「気流を感じないとき」、右側は「気流を感じる時」の値となります。



満開の躑躅(つつじ)

意見・ご質問は、お気軽にお問い合わせください。
次号は5月31日に配信いたします。(石田久男)